

2013年6月7日

「世界最先端 IT 国家創造」宣言に関する意見

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス¹（以下「BSA」）は、「世界最先端IT国家創造」宣言（以下「本宣言」という。）に関し、以下の通り意見を提出致します。

1. 政府及び民間におけるクラウドサービス活用の推進について (P16)

BSA は、クラウドコンピューティングが、引き続き、情報技術分野の中で重要な技術の1つであることを、機会の在る毎に繰り返し述べてきている。なぜなら、クラウド関連サービスの著しい発展が見込まれるだけでなく、全ての組織が効率や生産性の向上の恩恵を受けるため、国及び各産業にとって、経済的に遥かに多くの価値が付加されるものであり、当然ながら日本にも当該付加価値による恩恵の享受が見込まれるためである。

これに関し、本宣言 16 頁では、クラウドサービスについて、「クラウドサービスは、効率性等の観点から国際的にもその積極的な活用が進められているが、当該サービスは、法制度の整備状況や通信インフラ環境等からみると日本国内における提供が諸外国に比べ優位であるとの報告もされている。」旨、述べている。この点、BSA は、2013 年 3 月、世界中の ICT 市場の 80 パーセントを占める 24 の国々を、クラウドコンピューティングの成長を支える準備度合いを測る 7 つの政策区分をもとにランク付けした BSA Global Cloud Computing Scorecard²を公表しており、このレポートでは、日本においてクラウドコンピューティングを支える法制度を整備していることやブロードバンド普及率を含む通信インフラ整備が進んでいること等を高く評価している。他方、BSA は、政策決定者が、クラウドサービスの促進に関連して、日本の政策環境を更に詳細に検討すべきとの考えを有している。即ち、日本において一定

¹ BSA | The Software Alliance (BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス) は、世界のソフトウェア産業を代表する業界団体です。70 社を超える BSA 加盟企業は、経済の活性化とより良い現代社会を築くためのソフトウェア・ソリューションの創造に年間数千億円もの投資を行っています。世界各国の政府との意見交換、著作権をはじめとする知的財産権の保護ならびに教育啓発活動を通じて、BSA はデジタル社会の拡大とそれを推進する新たなテクノロジーへの信頼の構築に努めています。BSA のメンバーには、アドビ システムズ、Altium、アップル、オートデスク、AVEVA、AVG、ベントレー・システムズ、CA Technologies、シスコ、CNC/Mastercam、デル、IBM、インテル、Intuit、McAfee、マイクロソフト、Minitab、オラクル、プログレスソフトウェア、PTC、クエスト・ソフトウェア、ロゼッタストーン、シーメンス PLM ソフトウェア、シマンテック、および The MathWorks が加盟し、活動を行っています。詳しくは、日本の BSA ウェブサイト (www.bsa.or.jp)、または、BSA 本部 (米国、英語) のウェブサイト (www.bsa.org/country.aspx) をご覧ください。

² <http://cloudscorecard.bsa.org/2013/index.html>

の法制度が整備されているか否かにとどまらず、クラウド関連サービスの利用を検討する事業者が実際の利用を差し控えたり、クラウド関連サービスへの投資を検討する海外企業が投資を差し控えることにつながり得る政策環境（曖昧なガイドライン、マニュアルや商習慣を含む）を調査し、それを取り除くことが、現在の日本の強みを活かしつつ、日本におけるクラウド関連サービスの更なる発展に重要であり不可欠であると考えているのである。BSA が当該調査を行った場合、可能となった時点で提供をしていく所存であるが、現在の BSA の問題意識として別紙 1（1）「クラウドサービスを加速させるための政策環境整備：技術中立性、相互運用性及び国際的なデータ可搬性の確保」を参照されたい。

2. 知的財産保護その他の重要課題について

政府がIT戦略策定をする際に検討すべき、BSAが重要と考えるその他の課題については、別紙を参照されたい。

以 上

1. クラウドサービスを加速させるための政策環境整備

(1) 技術中立性、相互運用性及び国際的なデータ可搬性の確保

BSAは、クラウドコンピューティングが、引き続き、情報技術分野の中で重要な技術の1つであると考え。クラウド関連サービスの著しい発展が見込まれるだけでなく、全ての組織が効率や生産性の向上の恩恵を受けるため、国及び各産業にとって、経済的に遥かに多くの価値が付加されるものである。

このようなクラウドサービスの普及を支える重要ないくつかの政策のうち、データ可搬性の確保と国際的な規制の協調は非常に重要である。そして、世界中で円滑にデータが移転されるには、異なるクラウドプロバイダー間のものを含めて、オープンであることと相互運用性が促進されることが必要となる。そのため、政府は、世界においてクラウドプロバイダーに課される義務の矛盾を最小限にすべきである。これには、世界での円滑なデータ移転を抑制する日本の諸々のガイドラインの見直しなど更なる規制緩和も含まれる。世界のICTをリードする日本は国際的なデータ可搬性を阻害するような政策を取ってはならず、むしろAPEC、TPPや二国間の協議を通じて国際的な規制の協調を推進していくべきである。また、ユーザーの選択肢確保の観点から技術中立性を保ち、産業界とともに標準を開発すべきである。

さらに、政府は、仮想化やクラウド技術の利点を最大化するため、インフラストラクチャーとアプリケーションを分離して調達する政策を取り、これによって政府によるICT投資を向上させるべきである。異なるレイヤー毎の分離調達により、クラウドコンピューティングや技術のユーザーは、様々なニーズを満たすために、市場にある最新で最善の組合せのソリューションにアクセスすることが可能となる

この点、日米クラウドコンピューティング民間作業部会報告書³においても、クラウドコンピューティングにかかる直接・間接的な規制は必要最低限とすべきこと、クラウドサービスの利用促進は内外を問わずサービス提供を行う事業者に対する同じルールの適用のもと、公正な競争を促す環境作りが重要であり、日本と米国は協調し他国の規範となることが望ましい、と指摘されている。日本の産業界を含む幅広いステークホルダーは、オープンなクラウドコンピューティングを促進する環境を望んでおり、クラウドサービスに関する政策環境の整備においてこの点を十分考慮することが不可欠である。

(2) アクセスコントロールの更なる保護

クラウドサービスがICT利用の主流となっても、知的財産権保護は引き続き重要な役割を果たす。クラウドに関する知的財産権の保護で重要なことは、継続的な技術革新を促進するため、クラウドの基礎となる開発を明確に保護し、その不正利用や侵害に対する積極的

³ http://www.keidanren.or.jp/policy/2012/073_honbun.html

な執行を定めることである。

この点、クラウドサービスの普及により、ソフトウェア等著作物を必ずしもダウンロードせずにアクセスをして使用する形態が広まるため、これに伴い、技術的保護手段の回避規制の重要性は増す。にもかかわらず、現行法（著作権法及び不正競争防止法）における規制では不十分であり、更なる検討を行うべきと考える。ソフトウェア等の著作物を保護するためのアクセスコントロールの技術には多種多様なものがあり、これらの技術を広く取り込めるものを、アクセスコントロール技術の定義規定とし、また、規制する回避行為の対象を拡大すべきである。即ち、技術的保護手段の回避は必ずしも機器やプログラムを用いて行われるものではないから、現在の規制では不十分である。例えば、現在でも、正規ユーザーに与えられる固有の文字列コードをネットワークを通じて接続されるサーバー等が認証するシステムによって、認証されない場合には不完全な複製物として、違法な複製を抑止する保護技術がビジネスソフトウェアに用いられており、その不正な回避による損害は甚大な額に及ぶ。しかし、これらの不正な回避には機器やプログラムの入手を必要とするわけではないから、機器やプログラムの販売等のみを禁止する現行法の規制は不十分である。クラウド時代の新しい侵害形態を考えれば、なおさら、自ら回避する行為及び回避に関する不正な取引を規制すべきであり、それがクラウドを促進する。

(3) サイバーセキュリティの重要性

今日、ネットワークシステムは多くの重要システムを支えており、サイバー上の脅威から適切に保護される必要がある。そして、クラウドコンピューティングモデルを迅速に採用するためには、基礎となるインフラストラクチャーのセキュリティを十分に確保することが非常に重要である。なぜなら、デジタルエコノミーの利点は、サイバー攻撃やサイバー犯罪への対応コストにより大きく損なわれてしまうからである。

この点、益々脅威が高まってきている現状においては、サイバーセキュリティは官民協働で達成すべきものであり、かつ、総合的なアプローチに基づき対策を取るべきである。即ち、明確な国家戦略を持つとともに、積極的に、情報に基づいて、広範囲の脅威から防御する能力を備えた防御体制を構築する必要がある。政府は、主要な産業界同志が協力して情報を共有することができるよう支援するとともに、サイバー上の脅威をモニターし、検出し、抑止する能力の開発についても支援すべきである。また、政府は、主要なステークホルダーが、サイバーレジリエンスを高め、情報共有、インシデント対応、協力ができるような戦略を策定すべきである。さらに、信頼できる法的枠組の確立は、脅威からの防御または脅威への対応を総合的に行うための基礎固めとして有用である。

2. TPP 交渉参加の支持

BSA は日本の TPP 交渉参加を支持する。不正コピーの撲滅は、ソフトウェア業界にとって最重要課題のうちの 1 つであるが、BSA は、TPP 交渉により高いレベルでの知的財産権

保護が締約国間で実現することを強く望んでおり、ICT 関連産業の発展のためには、高いレベルの知的財産権保護を条約締約国と推進していくべきである。

法定賠償制度についても早急に採用すべきである。デジタル著作物の複製は、安価で、大量に、品質を落とさずに可能であり、オンラインを使つての違法複製物の頒布は、瞬時に、広範囲に、大量に、経費をかけることなく行うことができる。法定賠償制度の論点は長らく議論されてきたものの、民法の損害賠償制度との調和、他の権利侵害との整合性等の観点から見送られてきた。しかし、デジタル著作物の複製やオンライン上での侵害は、上記特徴を有するものであり、侵害行為の容易さに比し、権利執行を行う手間と費用が膨大であり、バランスを失し、効果的な権利行使の妨げとなっていることを直視すべきである。

3. 不正に ICT を利用して製造された商品のグローバル流通の防止

現在、特に新興国におけるフェアとは言えない不正な環境の下での製造行為が行われており、これにより、高いレベルでのコンプライアンスを目指す日本の産業が損害を受けている。このことに鑑みれば、不正な行為への対応策に関して幅広く海外の制度や動向も調査しつつ、対策を取るべきである。ICT についても、特に新興国ではソフトウェアの不正利用により全体の製造コストを安く押さえるなどの不当な行為が行われているため、日本としては、適正なサプライチェーン管理によりフェアな競争を促進し、また、情報セキュリティ上の問題が入り込まないようにするための教育啓発やその他の取組みを検討すべきである。

4. 政府 CIO の役割

BSA は、2012 年 8 月、NTT データ経営研究所と共同で「政府の IT マネジメントに関する提言」を発表した⁴。その中で、政府が保有する IT 資産の見える化と政府 CIO によるマネジメントの強化について提言している。具体的には、政府の情報セキュリティ上のリスクは、IT 資産の不十分な管理、実態把握に起因するところが多いため、IT 資産の見える化に当たっては、ネットワークに常時接続していない IT 資産も含めて、網羅的に IT 資産のリスク管理も取り組み対象とすること等提言しており、政府 CIO は、情報セキュリティの向上、コンプライアンス、効率的な IT 投資の総合的な観点から、IT ガバナンスを遂行していくべきである。

以 上

⁴ 提言 <http://www.bsa.or.jp/file/policyrecommendation120809.pdf>

提言に関するプレスリリース <http://www.bsa.or.jp/press/release/2012/0809.html>